

平成十二年法律第七十五号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）	公判手続の傍聴（第二条）
第二章 公判記録の閲覧及び謄写（第三条・第四条）	民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十九条・第二十三条）
第三章 被害者参加旅費等（第五条・第十条）	民事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例（第十七条）
第四章 被害者参加弁護士の選定等（第十一条・第十八条）	第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十四条・第三十三条）
第五章 被害者参加弁護士の選定等（第十一条・第十八条）	第二節 審理及び裁判等（第三十四条・第三十七条）
第六章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十九条・第二十三条）	第三節 异議等（第三十八条・第四十二条）
第七章 刑事訴訟手続への移行（第四十三条）	第四節 民事訴訟手続への移行（第四十三条）
第八章 雜則（第四十七条・第四十九条）	第五節 補則（第四十四条・第四十六条）
附則	

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、犯罪により害を被つた者（以下「被害者」という。）及びその遺族がその被害に係る刑事事件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることから、刑事手続に付隨するものとして、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もってその権利利益の保護を図ることを目的とする。

第二章 公判手続の傍聴

第二条 刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等（被害者又は被告人が死亡した場合はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人から、当該被告事件の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する者の数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。

第三章 公判記録の閲覧及び謄写（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写）

第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害人等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

2 裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

3 第一項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名譽若しくは生活の平穀を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。

（同種余罪の被害人等による公判記録の閲覧及び謄写）

第四条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間におり、次に掲げる者から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、被告人

又は弁護人の意見を聞き、第一号又は第二号に掲げる者の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合であつて、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

一 被告人又は共犯により被害事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害人

二 前号に掲げる者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹

三 第一号に掲げる者の法定代理人

四 前三号に掲げる者から委託を受けた弁護士

2 前項の申出は、検察官を経由してしなければならない。この場合においては、その申出をする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを疎明する資料を提出しなければならない。

3 檢察官は、第一項の申出があったときは、裁判所に対し、意見を付してこれを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた資料があるときは、これを送付するものとする。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

第四章 被害者参加旅費等（被害者参加旅費等の支給）

第五条 被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第三百六十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が同法第三百六十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）の額について

（被害者参加旅費等の請求手続）

第六条 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかつたため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百六十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

3 第一項の規定による被害者参加旅費等の請求の期限については、政令で定める。

第七条 法務大臣は、被害者参加旅費等の支給に關し、裁判所に対して必要な協力を求めることができる。

（協力の求め）

（日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任）

第八条 次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）に行われるものとする。

1 第五条第一項の規定による請求の受理

2 第六条第一項の規定による請求の受理

3 前条の規定による協力の求め

2 法務大臣は、日本司法支援センターが天災その他の事由により前項各号に掲げる権限に係る事務の全部又は一部を行つことが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

(刑事訴訟法の準用)

第十八条 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項の規定は被害者参加弁護士の選定及びその取消しについて、同条第三項及び第四項並びに同法第四十四条第一項の規定は前条第一項の決定について、それぞれ準用する。

第六章

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解)

第十九条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い(当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。)について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共にしてその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立てでは、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(和解記録)

第二十条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者は又は利害関係を疎明した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかるわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書(当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。)に係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録(以下「和解記録」という。)の閲覧若しくは贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。(ただし、和解記録の閲覧及び贈写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。)

2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一百二十二条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手続については同法第九十二条第一項から第八項までの例による。この場合において、同条第一項中「に係る訴訟記録の閲覧等(非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。)」とあるのは、「の閲覧若しくは贈写又はその正本、贈本若しくは抄本の交付」と読み替えるものとする。

3 和解記録は、刑事被告事件の終結後は、当該被告事件の第一審裁判所において保管するものとする。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節(選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。)及び第四節(第六十条を除く。)並びに第八章(第一百三十三条の二第五項及び第六項を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条 第百三十三条書面その他最高裁判所規則で定める方法

第一百三十三条訴訟記録等(訴訟記録又は和解記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続

について訴訟記録等の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
訴訟記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分
事件の記録

について訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録の閲覧等
非電磁的証拠収集処分
証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章に
おいて同じ。)

第一百三十三条当該事件並びにその事件の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
訴訟記録等の閲覧等をいう。以下この章に
おいて同じ。)

第一百三十三条犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続

第一百三十三条の二第一項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第二項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第三項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第四項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第五項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第六項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第七項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第八項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第九項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十一項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十二項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十三項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十四項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十五項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十六項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十七項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

第一百三十三条の二第十八項に係る訴訟記録等の閲覧の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付
和解記録中

(個人特定事項の秘匿)

第二十二条 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十二条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項(同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下同じ。)のうち起訴状抄本等(同法第二百七十二条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。)に記載がないもの(同法第二百七十二条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十六条第一項において同じ。)が同法第二百七十二条の二第一号又は第二号に掲げる者のものに該当するとして認める場合であつて、相当と認めるときは、第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法

第百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面（同法第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。第四十六条第一項において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等（同法第三百十二条の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十六条第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する同法第二百七十七条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十六条第一項において同じ。）が同法第二百七十七条の二第一項第一号又は第一号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。

項	第三百三十三 条の四第七
(執行文付)	第二十三条

第七章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被

(損害賠償命令の申立て等) 第一節 損害賠償命令の申立て等

第二十四条 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十五条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事實を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。

次に掲げる罪又はその未遂罪
イ 刑法(明治四十年法律第四十五号) 第百七十六条(不同意わいせつ)、 第百七十七条(不
同意性交等) 又は(百七十九条(監護者わいせつ及び監護者性交等))の罪
ロ 刑法第二百二十九条(逮捕えきほん)の罪

ハ 口
刑法第二百一十条（逮捕及び監禁）の罪
　　刑法第二百一十四条から第二百一十七条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等 所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等 の罪

二 イからハまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（前号に掲げる罪を除く。）
一 損害賠償命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
当事者及び法定代理人

二　請求の趣旨及び刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実

(申立書の送達)
してはならない。

(管轄に関する決定の効力)
第二十六条 刑事被告事件について刑事訴訟法第七条、第八条、第十一
条第二項若しくは第十九条の規定する場合に於ては、三語の判決が
ある被告人に送達しなければならない。

第一項の決定又は同法第十七条规定若しくは第十八条の規定による管轄移転の請求に対する決定があつたときは、これらの決定により当該被告事件の審判を行うこととなつた裁判所が、損害賠償命令の申立てについての審理及び裁判を行う。

第二十七条 損害賠償命令の申立てについての審理（請求の放棄及び認諾並びに和解（第十九条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。）のための手続を含む。）

及び裁判（次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。）は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。

2 裁判所は、前項に規定する終局裁判の告知があるまでの間、申立人に、当該刑事被告事件の公判期日を通知しなければならない。

（申立ての却下）

第二十八条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき（刑事被告事件に係る罰条が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第二十四条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときはを除く。）。

二 刑事訴訟法第四条、第五条又は第十条第二項の決定により、刑事被告事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなつたとき。

三 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十九条若しくは第三百三十六条から第三百三十八条までの判決若しくは同法第三百三十九条の決定又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十五条の決定があつたとき。

四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条规定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

五 前項第一号に該当することを理由とする同項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

六 前項第一号に該当することを理由とする同項の決定（同項第一号に該当することを理由とするものを除く。）の告知があつたときは、当該告知を受けた時から六月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

（期日の呼出し）

第三十条 損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に對し、法律上の制裁その他の期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第三十一条 損害賠償命令事件に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。（事件の記録の閲覧等）

第三十二条 第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十二条の四第一項の处分の申立てをした者及び相手方（同項に規定する相手方をいう。次項において同じ。）は、裁判所書記官に対し、同条第一項の处分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する記録中の錄音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に關しては、適用しない。この場合において、これらの物について申立人又は相手方の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。（電子情報処理組織による申立て等）

3 第一項に規定する記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

第三十三条 損害賠償命令事件に関する手続における申立て等に關するこの法律その他の法令の規定により書面等

（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に關する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に關する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に關する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第二項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に關するこの法律その他の法令の規定による損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に關する書類の送達又は送付も、同様とする。

第二節 審理及び裁判等

（任意的口頭弁論）

第三十四条 損害賠償命令の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 前項の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

（審理）

第三十五条 刑事被告事件について民事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合（当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。）には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日（以下「審理期日」という。）を開かなければならぬ。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。

2 審理期日には、当事者を呼び出さなければならない。

3 損害賠償命令の申立てについては、特別の事情がある場合を除き、四回以内の審理期日において、審理を終結しなければならない。

4 裁判所は、最初の審理期日において、刑事被告事件の訴訟記録のうち必要でないと認めるものを除き、その取調べをしなければならない。

（審理の終結）

第三十六条 裁判所は、審理を終結するときは、審理期日においてその旨を宣言しなければならない。

（損害賠償命令）

第三十七条 損害賠償命令の申立てについての裁判（第二十八条第一項の決定を除く。以下この條から第三十九条までにおいて同じ。）は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わなければならぬ。

二 請求の趣旨及び当事者の主張の要旨

一 主文

- 三 理由の要旨**
- 四 審理の終結の日**
- 五 当事者及び法定代理人**
- 六 裁判所**
- 2 損害賠償命令については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立て、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。
 - 3 第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。
 - 4 裁判所は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、決定書の作成に代え、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。
 - 5 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行つた場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。
- 第三節 異議等**
- (異議の申立て等)**
- 第三十八条** 当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、前条第三項の規定による送达又は同条第四項の規定による告知を受けた日から二週間の不变期間内に、裁判所に異議の申立てをることができる。
- 第二** 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。
- 第三十九条** 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。
- 第四十条** 適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失う。
- 第五十一条** 適法な異議の申立てがないときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する。
- 第六十二条** 民事訴訟法三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項の異議について準用する。
- 第七十三条** 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴え提起があつたものとみなす。この場合においては、第二十四条第二項の書面を訴状と、第二十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。
- 第八十四条** 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、損害賠償命令事件に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。
- 第九十五条** 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所は、その訴えに係る訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- 第十一条** 前項の規定による移送の決定及び当該移送の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (記録の送付等)**
- 第十二条** 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後ににおいては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第三十五条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名前又は生活の平穡を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条

- 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。**
- 第十二条** 裁判所書記官は、前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録（前項の規定により裁判所が特定したものと除く。）を送付しなければならない。（異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例）
- 第十四条** 第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。
- (異議後の判決)**
- 第十五条** 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない。ただし、前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。
- 第十六条** 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。
- 第四節 民事訴訟手続への移行**
- 第十七条** 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第三十五条第三項に規定するところにより審理を終結する事が困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。
- 第十八条** 次に掲げる場合には、裁判所は、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければならない。
- 1 刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでに、申立人から、損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを探める旨の申述があつたとき。
 - 2 請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを探める旨の申述があり、かつ、これについて相手方の同意があつたとき。
 - 3 前二項の決定及び第一項の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 4 第三十九条から第四十一条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。
- 第五節 條則**
- (損害賠償命令事件の記録の閲覧等)**
- 第十二条** 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができます。
- 第十三条** 前項の規定は、損害賠償命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、それの複製を許さなければならない。
- 第十四条** 前二項の規定にかかわらず、刑事関係記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができる。

第四十六条 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十七条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に關する手続において、前条において準用する民事訴訟法第二百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をことができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが同法第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるとき

<p>五百三十二条 訴訟記録等の存する損害賠償命令事件の記録等の存する の四第二項 訴訟記録等の閲覧等の複製</p> <p>五百三十三条 訴訟記録等の存する損害賠償命令事件の記録等の存する の四第四項 第一号 秘匿対象者 個人特定事項に係る者</p>
<p>第五条 第一項の決定があつた場合において、第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、損害賠償命令事件の記録（刑事関係記録を除く。）中、当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録されたものであつて、第三十九条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。この場合における第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十六条第五項前段」とする。</p>
<p>第八章 雜則</p> <p>（公判記録の閲覧及び謄写等の手数料）</p> <p>第四十七条 第三条第一項又は第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第三の一の項の規定（同項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。</p> <p>第二项 第十九条第一項の規定による申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。</p> <p>第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の一七の項及び一八の項（上欄（4）に係る部分に限る。）並びに別表第三の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。</p> <p>（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）</p> <p>第四十八条 損害賠償命令の申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。</p> <p>第二项 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第三十八条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。</p> <p>第三项 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。</p> <p>第四项 第三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。 （最高裁判所規則）</p> <p>第四十九条 この法律に定めるもののほか、第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、第五章に規定する被害者参加弁護士の選定等、第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>附 则 （平成一九年六月二七日法律第九五号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

二 一
略 第一条（刑事訴訟法第二百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十二条第一項の次に二項を加える改正規定、同法第二百九十二条の二及び第二百九十五条の改正規定、同法

(一) 経過措置

第三章 第四条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する

措置に関する法律第五章及び第二十八条の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。

(検討等) 二〇〇五年五月三十日

第九条 政府はこの法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を

講ずるものとする。
附 則（平成二〇年四月三日法律第一九号）
少

(施行期日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日施行(一八号)

この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

附 則
(平成二三年五月一日法律第三六号)
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。
附 則
(平成三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（施行期日） 隅見（平成二十五年六月二二日法律第三三号） 挑

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)の一部改正

に伴う経過措置

措置に関する法律第五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用す

附 則
（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）
この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係

るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他

の行為を経た後でなければ説えを提起できないこととされる事項である。当該不服申立てを提起する旨を記載する。

起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合）

（犯罪被害者等保護法の一部改正に伴う調整規定等）
一部改正法第三十三条及び第三十四条の規定並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正法第三条中民事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
第二十三条 第四号施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の

施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の犯罪被害者等保護法（以下この条において「新犯罪被害者等保護法」という。）第二十二条第三項及び第四十二条第四項の規定の適用については、新犯罪被害者等保護法第二十二条第三項の表第百三十三条の二第二項の項中「訴訟記録等中秘匿事項届出部分」とあるのは「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）」と

(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)
第三十四条 第四号施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同号中「第四十条」とあるのは、「第四十一条」とする。
(罰則に関する経過措置)

この法令は、この法令の日から施行規定して、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定して、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六

条の改正規定、同法第二十九条の改正規定〔の謄本〕の下に、又は電磁的記録に記録されてい
る事項の全部を記録した電磁的記録〕を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改

正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同条第十四項の文三見三、同法第一百一十三条の文三見三又は同法第百三

第四項の改正規定 同法第八十三条の改正規定 同法第八十九条の改正規定及同法第八十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規

定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に關する法律第三十九条第二項の改
正規定、第四十五条の規定（民法第七十一条第二項及び第一百五十二条第四項の文句規定を除く。）

正規定 第四一五条の規定（明治第九一ノ年第二ニ項及び同法第三十一ノ条第四項の改正規定を除く）、第四十七条中鉄道抵當法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十

八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第一

三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年

附則（令和五年六月二三日法律第六六号）抄
六月を超えない範囲内において政令で定める日

(施行期日) 二〇一〇年五月一日、(起算日) 二〇一二年四月一日、(終了日) 二〇二〇年三月三十日。

第一条 この法律は公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

に伴う経過措置)
第十一 条 附則第二条第一項の規定によりなる前項の例による二三にぎやる場合における日刊法第

第一百七十六条から第一百七十八条までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の

規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げる罪とみなす。

2 施行日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前

日までの間における前項の規定の適用については同項中「罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条」とあるのは「罪は、前条」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二

十三条第一項」とする。

刑法第二百四十一の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新犯罪被害者等保護法第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、新刑事訴訟法第二百七十五条の二第一項第一号イに掲げる事由とみなす。